平成２３年（フ）第３４４１号
大阪市中央区内平野町１丁目２番９号グランドメゾン大手前304号
破産者　株式会社奈多里
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６１９号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目１番５号
破産者　株式会社新栄車輌
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０３１号
大阪市中央区島之内１丁目４番32号
破産者　株式会社マハロ
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７５号
大阪府豊中市長興寺北３丁目10番17―201号
破産者　有限会社敏クリエイト
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０５０号
大阪市天王寺区城南寺町５番38号
破産者　株式会社フィット
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９５６号
大阪市東住吉区駒川４丁目８番11号
破産者　有限会社クリエイタールーム
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０２４号
大阪府守口市金下町１丁目１番８号
破産者　有限会社サン・ティアラ
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８８号
堺市北区蔵前町1602番地
破産者　有限会社西口鉄工所
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１３８号
大分県国東市安岐町塩屋314番地の２
破産者　安岐運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６３号
岩手県大船渡市大船渡町字永沢22番地５
破産者　株式会社イーテクス
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１１８３号
東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ16―502
破産者　坂入美智子
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５４９号
神奈川県藤沢市下土棚1977番地、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市石川６丁目26番地の23
破産者　有限会社下野工務店
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３０８号
横浜市港北区新横浜２丁目14番８号　オフィス新横浜208、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区広尾５丁目14番14号
破産者　株式会社ジャパンビフオアサービス
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５４号
神奈川県横須賀市池上５丁目11番３号
破産者　有限会社晃大設備
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第８５４号
岐阜県羽島市竹鼻町駒塚965番地１
破産者　髙木　勝雄
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
静岡県下田市柿崎４番６号
破産者　株式会社下田シーサイドホテル
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３５号
兵庫県姫路市千代田町861番地の９
破産者　アッシュエンタープライズ有限会社
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
松江市東出雲町出雲郷666番地
破産者　前島工業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
神奈川県川崎市高津区子母口439番地３、前住所松江市上東川津町744番地20
破産者　松浦　和敏
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４号
神奈川県川崎市高津区子母口439番地３、前住所松江市上東川津町744番地20
破産者　松浦恵津子
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１号
山口県周南市大字大河内1579番地の６
破産者　株式会社三輝
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部